

議案第71号

勝山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

勝山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

指定管理業務の実態に即した事業報告書の提出期日とするため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年勝山市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、毎年年度終了後 <u>30 日</u>以内に指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して <u>30 日</u>以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、毎年年度終了後 <u>60 日</u>以内に指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して <u>60 日</u>以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。